

# JIS

## 工業用水・工場排水の試料採取方法

JIS K 0094-1994

(2007 確認)

平成6年8月1日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

著作権法により無断での複製、転載等は禁止されております。

---

主 務 大 臣：通商産業大臣      制定：昭和 49.2.1      改正：平成 6.8.1      確認：平成 12.12.20

官 報 公 示：平成 12.12.20

原案作成協力者：社団法人 日本工業用水協会

審 議 部 会：日本工業標準調査会 化学分析部会（部会長 二瓶 好正）

この規格についての意見又は質問は、経済産業省 産業技術環境局標準課 環境生活標準化推進室（☎100-8901 東京都千代田区霞が関1丁目3-1）にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第15条の規定によって、少なくとも5年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

## 目 次

	ページ
1. 適用範囲	1
2. 共通事項	1
3. 試料容器及び洗浄	1
3.1 試料容器	2
3.2 洗浄方法	2
4. 試料採取の一般操作	3
4.1 採水器による採取	3
4.1.1 試料容器による採取	3
4.1.2 バケツ類による採取	3
4.1.3 ハイロート採水器による採取	3
4.1.4 バンドーン採水器による採取	5
4.2 採水装置による採取	7
4.2.1 間欠採取装置による採取	8
4.2.2 混合試料採取装置(コンポジット試料採取装置)による採取	10
4.3 採取弁を用いる採取	12
5. 試験項目と試料の採取量	13
6. 試料採取時の記録事項	13
6.1 記録事項	13
7. 試料の保存処理	14
8. 流量の測定	15
8.1 測定方法の選択	15
8.2 容器による測定	16
8.3 せきによる測定	16
8.4 流速計による測定	23
8.5 流量計による測定	25
8.6 排水の流量測定条件及び測定値の表示	26
9. 工業用水の試料採取	29
9.1 取水地点での採取	29
9.1.1 河川水の試料採取	29
9.1.2 湖沼水の試料採取	30
9.1.3 地下水の試料採取	31
9.1.4 海水の試料採取	31
9.2 受水地点での採取	32
9.3 工場及び事業所内での採取	32
10. 工場排水の試料採取	32
解説	35

# 白 紙

工業用水・工場排水の試料採取方法 K 0094-1994  
(2000 確認)

## Sampling methods for industrial water and industrial wastewater

1. **適用範囲** この規格は、工業用水及び工場排水の試料(以下、試料という。)の採取及びこれに伴う作業について規定する。

**備考1.** この規格の引用規格を、**付表1**に示す。

2. 溶存酸素、ヘキサン抽出物質、四塩化炭素抽出物質、不揮発性炭化水素、細菌試験及び生物試験の試験における試料採取方法は、**JIS K 0101**及び**JIS K 0102**による。

また、超純水の試料採取方法は、**JIS K 0550**、**JIS K 0551**、**JIS K 0552**、**JIS K 0553**、**JIS K 0554**、**JIS K 0555**及び**JIS K 0556**による。そのほか、水質関係の個別の規格に試料採取の規定がある場合には、それに従う。

2. **共通事項** 共通事項は、次のとおりとする。

(1) **通則** 化学分析に共通する一般事項は、**JIS K 0050**による。

(2) **用語の定義** この規格で用いる主な用語の定義は、**JIS K 0101**又は**JIS K 0102**によるほかは、次による。

(a) **試料** 試料とは、試験を行うために採取した水。

(b) **採水器** 採水器とは、試料を採取する際に用いる器具。

(c) **採水装置** 採水装置とは、あらかじめ設定した条件に従って自動的に水を採取する装置。間欠採取装置と混合試料採取装置に区分する。

(3) **水** **JIS K 0557**に規定するA1、A2又はA3の水

(4) **試薬** 試薬についての共通事項は、次のとおりとする。

(a) 試薬は、該当する日本工業規格がある場合には、その種類の最上級又は適切な用途のものを用い、該当する日本工業規格がない場合には、試験に支障のないものを用いる。

(b) 試薬類の溶液の濃度は、一般に質量濃度g/l(化合物の場合は無水物としての質量を用いる。)とし、試薬類の溶液名称の後に括弧で示す。例えば、水酸化ナトリウム溶液(200 g/l)は約200 g/lの濃度であることを意味する。

(c) 液体試薬の濃度は、水との混合比 [試薬(a+b)] で表す。この表し方は、試薬a mlと水b mlとを混合したことを示し、**JIS K 0050**に従い、塩酸、硝酸、硫酸、りん酸、アンモニア水、過酸化水素などに用いる。ただし、これらの試薬を薄めないで用いる場合は、その試薬名だけで示す。

(d) 試薬類、廃液などの取扱いについては、関係法令規則などに従い、十分に注意すること。

(5) **ガラス器具類** ガラス器具類は、原則として**JIS R 3503**に規定するほうけい酸ガラス-1又はほうけい酸ガラス-2を用いる。

**備考** シリカ、ほう素、ナトリウム、カリウム、ひ素、亜鉛などを試験する場合には、ほうけい酸ガラスからこれらの成分の溶出に十分に注意する。

(6) **注、備考、図及び表** 注、備考、図及び表は、各項目ごとに一連番号を付ける。

3. **試料容器及び洗浄** 共栓ポリエチレン瓶及び無色共栓ガラス瓶とし、密栓できるもので試験に支障がないように